

委 員 会 規 約

平成 22 年 5 月 16 日 制定

(目 的)

第 1 条 定款第 5 1 条の規定により、本組合に設置する委員会の種類、組織及び運営は、本規約の定めるところによる。

2 本規約に定めのない事項であつて、必要な事項は、理事会において別に定める。

(種 類)

第 2 条 委員会の種類は次のとおりとし、それぞれの職務分掌は、別表に定める。

(1) 総務委員会

(2) 技術委員会

2 委員会には必要に応じ小委員会を設置することができる。

(組 織)

第 3 条 委員会は組合員 5 人以上 13 人以内、賛助委員 2 人以上 6 人以内で組織する。

2 学識経験者を相談役として組織内に参画させることができる。

3 委員会には必要に応じて組合員及び賛助会員をオブザーバーとして出席させることができる。

4 委員会はその事業を各支部に委託することができる。

5 委員会には必要に応じて業務を他の委員会に委託することができる。

6 委員会は講師を各支部の要請により派遣することができる。

(委員の選出)

第 4 条 委員、賛助委員、相談役及びオブザーバーは、各支部及び委員会で推薦し理事会にはかり理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年間とし総会終了後の理事会において当該年度の委員が選出されるまでを任期とする。

2 補欠のため選任された委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 3 人以内を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の中で互選し、理事長が委嘱する。

3 委員長は委員会を代表し、職務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位にしたがい 3 項の職務を代行する。

(招 集)

第7条 委員会は委員長が招集する。

(議 決)

第8条 委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 委員会の議事につき、特別の利害関係がある委員は、その議決に加わることはできない。

(委員の秘密保持義務)

第9条 委員はその職務に関し知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

(答申及び意見具申)

第10条 委員会は理事長の諮問事項に対し、委員会における調査審議の経過及び結果を答申し、又は意見を具申するときは、書面をもって行うものとする。

(別 表) 職務分掌

(1) 総務委員会

- 1 定款、規約の改廃、立案及び審査に関する事項
- 2 組合の組織及び運営に関する事項
- 3 関連団体に関する事項
- 4 経費の賦課徴収に関する事項
- 5 委員会及び支部間の調整に関する事項
- 6 機関誌「組合報」の編集及び発行に関する事項
- 7 購買取扱品目の選定及び手数料に関する事項
- 8 施工機械の共同利用に関する事項
- 9 他の委員会に属さない事項

(2) 技術委員会

- 1 新工法の開発並びに従来工法の改良
- 2 技術及び技能の改善向上に関する事項
- 3 防水の検査及び保証に関する事項
- 4 安全衛生管理及び公害の発生防止に関する事項
- 5 技能検定に関する事項
- 6 技術提案の審査に関する事項
- 7 都道府県「優秀技能者」の推薦に関する事項
- 8 本組合に対する「優秀技能者」の推薦に関する事項